

野田市防災行政無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、野田市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信を図るため設置する野田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 固定系戸別受信機 固定系親局の通信の相手方となる屋内受信設備をいう。
- (5) 文字表示機能付き子局 通信内容を文字表示する機能設備を設置した固定系子局
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）第40条第1項に規定する資格を有する者であつて、市長が選任したものをいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置等は、別表のとおりとする。

(無線系の職員)

第4条 無線系に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者

(3) 通信取扱責任者

(4) 通信取扱者

(総括管理者)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、防災を主管する部長をもって充てる。

3 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき野田市災害対策本部を設置した場合は、前項の規定にかかわらず野田市災害対策本部長をもって充てる。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに所属の通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災を主管する課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を管理する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者がその所属職員である無線従事者のうちから選任する。

3 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき、又は通信取扱責任者の異動等によりこれを解任したときは、総括管理者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理の下に関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行わなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第9条 管理責任者は、関係法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

(災害時等の運用)

第10条 無線局の運用方法については、別に定める。

(災害時の通信態勢)

第11条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

(無線従事者の解任)

第12条 市長は、無線従事者が次の各号の1に該当する場合には、無線従事者を解任することができる。

(1) 無線従事者としての職務を行うことが困難又は不相当と認められるとき。

(2) 法第79条の規定により免許を取り消されたとき。

(無線設備の保守点検)

第13条 管理責任者は、定期的に無線設備の整備点検を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定時通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

(研修)

第15条 総括責任者は、無線従事者に対し、防災行政無線の管理及び運用上必要な知識及び技能について、年1回以上研修を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。